

JIS

家庭用ガス調理機器

JIS S 2103 : 2019

(JIA)

平成 31 年 4 月 22 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 消費生活技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
(委員)	浅 見 剛 尚	一般財団法人日本文化用品安全試験所
	阿 部 哲 也	一般財団法人製品安全協会
	太 田 秀 幸	一般社団法人繊維評価技術協議会
	鹿 野 歩 子	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	佐々木 定 雄	一般社団法人日本ガス石油機器工業会
	島 谷 克 史	公益社団法人消費者関連専門家会議
	寺 山 博 子	イオン株式会社
	中野子 礼 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサル タント・相談員協会
	平 井 郁 子	大妻女子大学
	平 野 祐 子	主婦連合会
	星 川 安 之	公益財団法人共用品推進機構
	町 田 隆	一般財団法人家電製品協会
	山 口 公 樹	一般社団法人日本オフィス家具協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 42.11.1 改正：平成 31.4.22

官 報 公 示：平成 31.4.22

原 案 作 成 者：一般財団法人日本ガス機器検査協会

(〒107-0052 東京都港区赤坂 1-4-10 JIA ビル TEL 03-5570-5981)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：消費生活技術専門委員会 (委員長 大瀧 雅寛)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	3
4 区分	4
4.1 設置形態による区分	4
4.2 機種別の区分	4
5 性能	5
6 構造, 材料及び寸法	20
6.1 構造一般	20
6.2 材料一般	21
6.3 機種別構造及び寸法	23
6.4 設置形態別の構造	26
6.5 設定時間になると自動的に運転を開始する機能をもつ機器	27
6.6 各部の構造及び寸法	28
6.7 電源使用機器の構造	32
7 試験方法	33
7.1 性能試験	33
7.2 機器の設置状態	33
7.3 機器の使用状態	33
7.4 構造, 材料及び寸法の試験	34
8 検査	36
8.1 形式検査	36
8.2 製品検査	36
9 表示	36
9.1 製品表示	36
9.2 取扱表示	37
10 取扱説明書	37
附属書 A (規定) こんろ及びこんろ部をもつ複合形機器の安全要求事項	61
解 説	72

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般財団法人日本ガス機器検査協会（JIA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって、**JIS S 2103:2015** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

家庭用ガス調理機器

Gas cooking appliances for domestic use

1 適用範囲

この規格は、液化石油ガス又は都市ガス（以下、ガスという。）を燃料とする、主として一般家庭用の調理機器（以下、機器という。）について規定する。この規格が対象とする機器を表 1 に示す。

なお、この規格では、圧力は、大気圧と示しているもの以外は、全てゲージ圧力とする。

注記 ガスこんろ及びこんろ部をもつ複合形機器については、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律における液化石油ガス器具等及びガス事業法におけるガス用品に指定されている（附属書 A 参照）。

表 1—機器

機種	表示ガス消費量 kW	機能など	図
ガスこんろ (カセットこんろを除く) (以下、こんろという。)	14 以下 こんろバーナ 1 個 当たり 5.8 以下	バーナの上に鍋などを支えて、調理する機器	図 21～図 26
ガスグリル (以下、グリルという。)	7.0 以下	じかび（直火）によって、主として放射熱で調理する機器	図 27～図 29
ガスグリドル (以下、グリドルという。)	7.0 以下	じかび（直火）で加熱したプレートによって、主として伝導熱で調理する機器	図 30
ガスオープン (以下、オープンという。)	7.0 以下	じかび（直火）によらず、主として対流熱で調理する機器	図 31～図 33
ガス炊飯器 (最大炊飯量 4 L 以下) (以下、炊飯器という。)	4.7 以下	米飯の炊き上がりを探知し、自動的にメインバーナを消火させる装置を備えた機器	図 34～図 37
ガスクッキングテーブル (以下、クッキングテーブルという。)	7.0 以下	こんろをテーブル（食卓）に組み込んだ機器	図 49